

姫路市
DV（配偶者等からの暴力）
対策基本計画

平成24年（2012年）3月

姫路市



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

はじめに

暴力はいかなる場合も許されるものではなく、特に、配偶者等からの暴力は、その被害者の多くが女性であることから、女性に対する重大な人権侵害であり、深刻な社会問題となっています。

また、被害者のみならず、その子どもの心身の成長や人格の形成にも大きな影響を与える児童虐待ともなる行為です。

このことから、国では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成19年の改正においては、市町村にも配偶者等からの暴力対策のさらなる強化が求められることとなりました。

これらを踏まえ、本市では、被害者の方に最も身近な行政主体として、相談から自立までの被害者の立場に立った切れ目ない支援を行うことや暴力を未然に防ぐための啓発などに積極的に取り組むため、「姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「相談体制の充実」、「被害者の安全確保」、「自立支援体制の充実」、「啓発・教育の推進」及び「推進体制の充実」の5つの基本目標を掲げ、各々の現状と課題を踏まえ、関係機関と連携し重点方策を推進していくこととしています。

市民の皆様には、本計画の策定趣旨をご理解いただき、配偶者等からの暴力を許さない社会の実現を目指して、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、終始熱心にご審議いただきました計画策定委員会委員の皆様、パブリック・コメント手続を通して貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成24年（2012年）3月

姫路市長 石見利勝

【目 次】

| | | |
|-----------|-----------------------------------|----|
| I | 計画策定の趣旨 | 1 |
| II | 計画の位置付け | 2 |
| III | 計画の期間 | 2 |
| IV | 計画の策定経過 | 2 |
| V | 計画の進行管理 | 3 |
| VI | D Vに関する現状 | 4 |
| VII | 施策の体系 | 12 |
| VIII | 計画の推進 | |
| 1 | 相談体制の充実 | |
| (1) | 安心して相談できる体制づくり | 14 |
| (2) | 相談員等の資質向上 | 15 |
| 2 | 被害者の安全確保 | |
| (1) | 安全確保の徹底 | 16 |
| (2) | 保護命令等に関する支援 | 16 |
| (3) | 被害者情報の保護 | 17 |
| 3 | 自立支援体制の充実 | |
| (1) | 関係機関との連携・調整 | 18 |
| (2) | 生活の安定・再建に向けた支援 | 18 |
| (3) | 住居の確保に向けた支援 | 19 |
| (4) | 就労に向けた支援 | 19 |
| (5) | 心身の回復に向けた支援 | 20 |
| (6) | 子どもへの支援 | 20 |
| 4 | 啓発・教育の推進 | |
| (1) | 市民等への啓発の推進 | 21 |
| (2) | 保健医療・福祉関係者等への啓発の推進 | 22 |
| (3) | 学校等における啓発・教育の推進 | 22 |
| 5 | 推進体制の充実 | |
| (1) | 関係機関との連携推進 | 23 |
| (2) | 支援を担う人材の育成 | 23 |
| (3) | 調査・研究の推進 | 24 |
| 資料 | | |
| | 資料 1 : 姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会 | 26 |
| | 資料 2 : 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | 28 |
| | 資料 3 : D V被害者の相談・支援の流れ (フローチャート) | 38 |
| | 資料 4 : 用語説明 | 39 |

I 計画策定の趣旨

計画策定の背景

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権擁護と男女平等の実現に向けた取組みが進められてきました。

しかし、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、被害が深刻であるにも関わらず家庭内の問題、夫婦や恋人間の問題として見過ごされてきました。このため、国は、平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。

DV防止法は、平成16年12月に改正され、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務づけられ、さらに平成19年7月の改正では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置づけられました。

本市では、「姫路市男女共同参画プラン（平成19年3月改訂）」において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点施策事項の一つとして、相談体制や支援体制の充実、DV防止のための啓発等、DVへの対策の推進に取り組んできました。

また、平成21年度には、今後の相談体制や被害者支援のあり方等を検討するための基礎資料として活用するため、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施し、その結果を報告書にまとめています。

全国的に配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が、年々増加している傾向と同様に、本市においても、DVに関する相談件数は、平成22年度で1,003件にのぼり、平成18年度（541件）の約1.9倍になるなど増加傾向にあります。

計画策定の趣旨

これらの背景から、本市においても、DV防止法の趣旨を踏まえ、被害者の相談体制の一層の充実、安全確保、自立支援体制の充実など被害者の視点に立った対策の実施や関係機関との連携確保を図るとともに、DVを許さない社会の実現を目指して、様々な施策に総合的、体系的に取り組むため、「姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

Ⅱ 計画の位置付け

根 拠 法 令

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく、本市が定める基本計画です。

他計画との関係

本計画は、「姫路市総合計画」、「姫路市男女共同参画プラン」及びその他の関連計画を踏まえ、DV被害者の相談体制の充実、安全確保、自立支援等のための基本的な取組方策を示すものとしします。

Ⅲ 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、DV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し、DVに関する社会的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

Ⅳ 計画の策定経過

計画策定委員会等での審議

平成23年度に、「姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会」（以下「計画策定委員会」という。）及びその作業部会である庁内ワーキンググループを設置し、審議を行いました。

パブリック・コメント手続の実施

平成23年12月中旬から約1か月間、計画策定委員会で検討された計画中間取りまとめ（案）を公表し意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、そこで寄せられた意見についても計画策定に反映させました。

V 計画の進行管理

本計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後も、進捗状況について、外部の専門家や庁内組織による評価・検証を行い、その結果を公表します。

VI DVに関する現状

1 相談の状況

内閣府による調査では、全国的には、配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は、DV防止法が策定された翌年の平成14年度には、35,943件であったのが年々増加し、平成22年度には、77,334件となっています。

本市では、DVに関する相談は、主に、福祉総務課（婦人相談員）、こども支援課（母子自立支援員）、男女共同参画推進センター（女性のための相談室）で対応しています。

市全体の過去5年間の相談件数では、平成21年度は一旦減少し、平成22年度に再度増加しているという状況です。

また、平成22年度のDV相談者の年齢層は、30歳代が211人、40歳代が210人と多くなっています。

【本市のDVに関する相談人数（延べ）】

(人)

| 相談窓口 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|--------------|------|------|------|------|-------|
| 福祉総務課 | 184 | 229 | 189 | 215 | 267 |
| こども支援課 | 48 | 88 | 98 | 73 | 72 |
| 男女共同参画推進センター | 309 | 445 | 491 | 241 | 664 |
| 合計 | 541 | 762 | 778 | 529 | 1,003 |

※ 人数は面接・電話相談者の延べ人数です。

【平成22年度のDV相談者の年齢分布】

(人)

| 相談窓口 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 福祉総務課 | 6 | 18 | 49 | 30 | 15 | 10 | 1 | 0 |
| こども支援課 | 2 | 17 | 21 | 21 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 男女共同参画推進センター | 0 | 35 | 141 | 159 | 83 | 26 | 8 | 0 |
| 合計 | 8 | 70 | 211 | 210 | 99 | 36 | 9 | 3 |

※ 福祉総務課・こども支援課の人数は面接・電話相談者の実人数です。

※ 男女共同参画推進センターの人数は、面接相談者の延べ人数です。

2 一時保護の状況

厚生労働省の調査では、全国で、DVを理由に婦人相談所に一時保護された被害者の人数は、平成14年度は、3,974人ですが、その後は、毎年度4,500人前後で推移し、平成21年度は、4,681人となっています。

本市では、DVが緊迫している場合には、県が運営する一時保護所への入所措置を行っています。平成22年度は、12人の被害者を一時保護しています。

【本市の一時保護の人数】

(人)

| 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|------|------|------|------|------|
| 4 | 20 | 10 | 10 | 12 |

3 市民意識調査に基づくDVの現状

本市では、DVに関する問題について、市民の意識、被害・加害経験の実態等を把握することで、DV被害の防止や被害者への支援のあり方等の具体的方策を検討する基礎資料とするため、平成21年度に、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施しました。

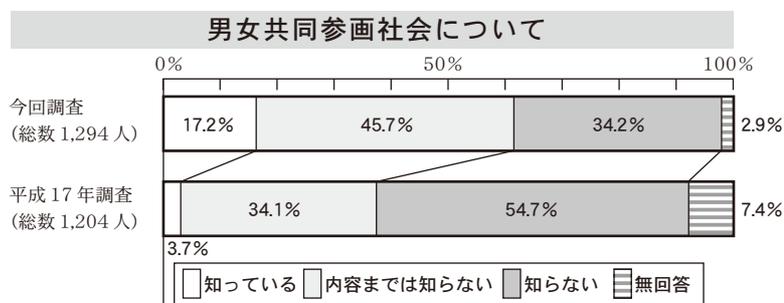
以下、(1) から (6) までは、その調査結果です。

【調査方法等】

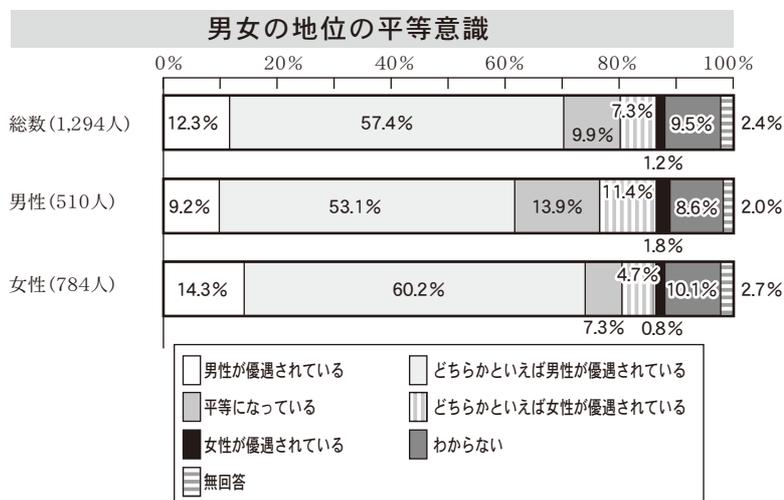
- ・調査対象 姫路市在住の満20歳以上の男女(外国人含む)3,000人
- ・抽出方法 層化無作為抽出法
- ・調査方法 郵送調査法
- ・調査期間 平成21年9月8日～9月25日
- ・有効回収数(率) 1,294人(43.1%)

(1) 男女共同参画についての意識

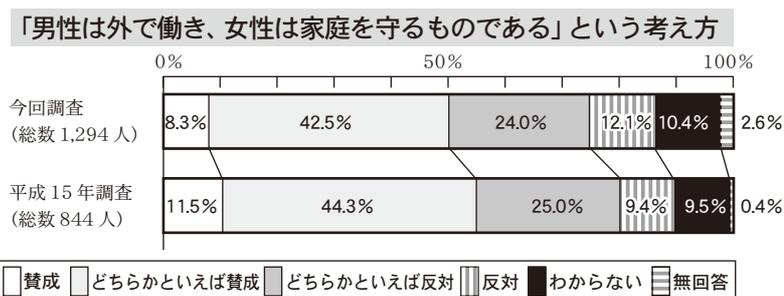
男女共同参画社会についての周知度は、上がってきつつあるものの(平成17年調査に比較して約2倍)、3割以上の人「知らない」と答えています。



男女の地位の平等意識に関しては、男性優遇社会と思う人が約7割を占めています。



「男性は外で働き、女性は家庭を守るものである」という固定的な性別役割分担意識に関しては、平成15年調査より肯定的にとらえる人の割合が減少しているものの、過半数の人が『賛成』と考えています。

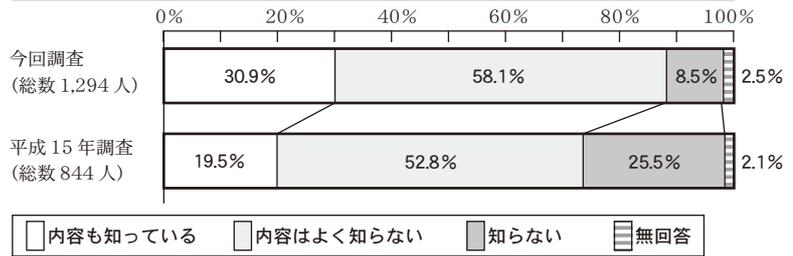


(2) DVについての考え方

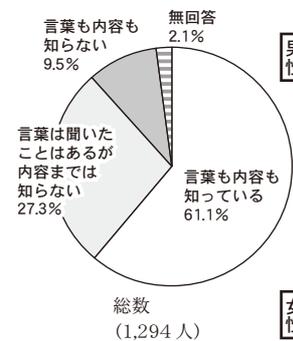
DV防止法、DVの周知度は上がってきており、いずれも「知らない」と回答した人は1割未満でした。

デートDVについては、5割以上が「知らない」と回答しています。特に20代女性の周知度が低くなっています。

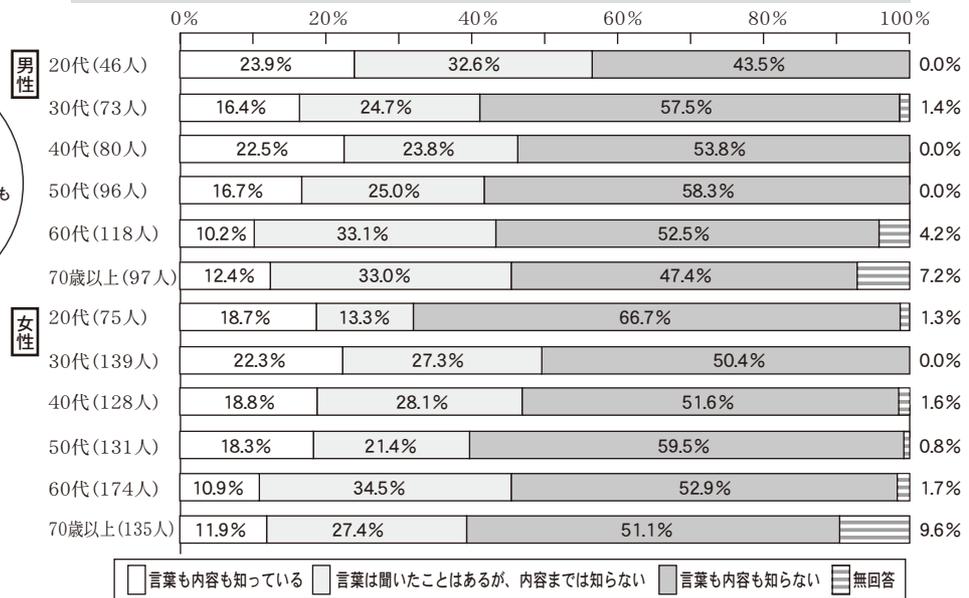
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の周知度



DVの周知度

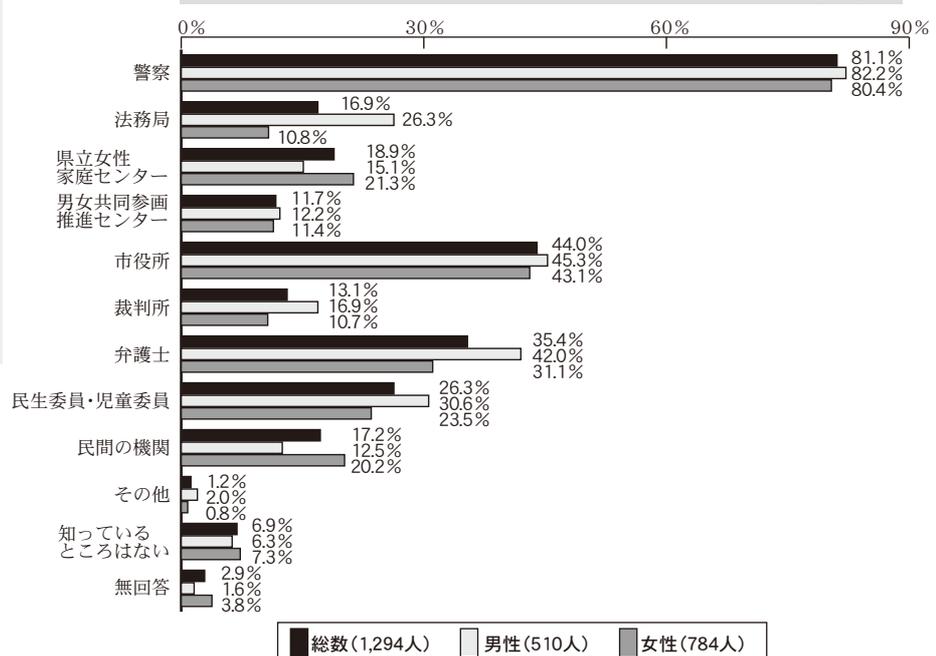


デートDVの周知度



DVの相談窓口として「県立女性家庭センター(配偶者暴力相談支援センター)」や「男女共同参画推進センター」はあまり知られていません。

相談窓口の周知



配偶者等の間で暴力と認識される行為については、身体的暴力や性的暴力では、暴力の認識度が高いですが、精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力については、低い傾向となっています。

—暴力の種類—

DVは殴る、けるなどの身体的暴力ではありません。右グラフの項目を例にすると、

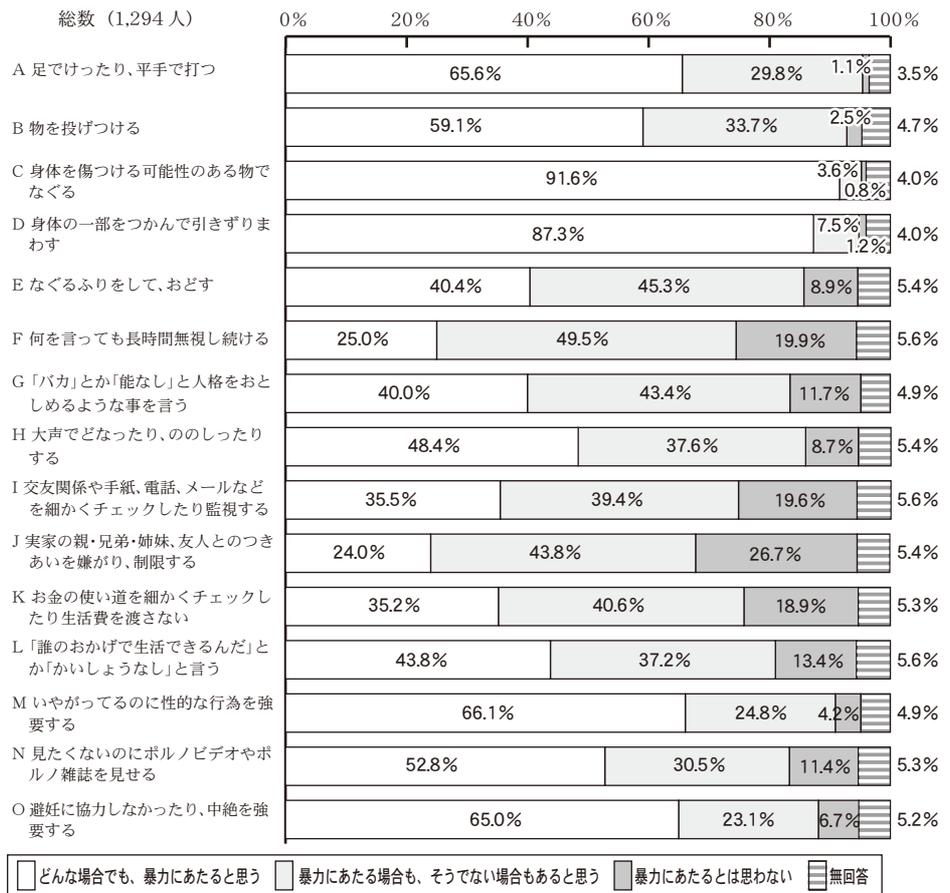
- ・身体的暴力 A～Dなど
- ・精神的暴力 E～Hなど
- ・社会的暴力 I～Jなど
- ・経済的暴力 K～Lなど
- ・性的暴力 M～Oなど

いろいろなかたちの暴力があります。

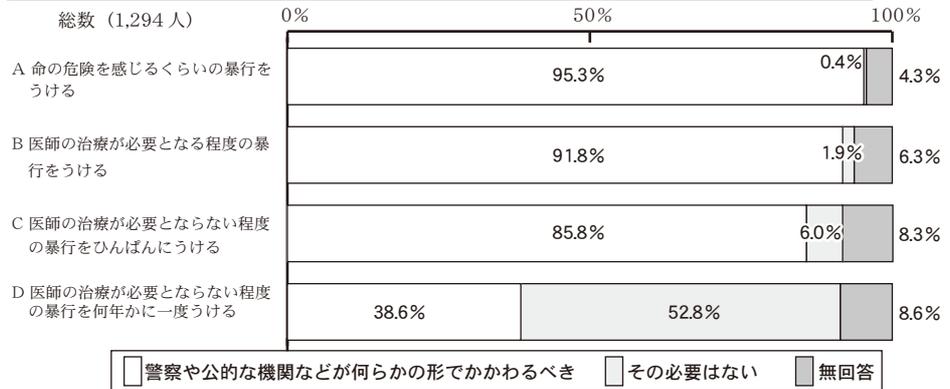
「医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける」ことに公的機関の関与の必要がないとする人が5割以上で、その理由として、「暴行をうけるのは、それなりの理由があると思う」が5割以上、「夫婦間では世間一般によくあることだと思う」が3割弱となっています。

DVをまだまだ家庭内(当事者間)の問題としてとらえ、人権侵害で大きな犯罪であるという認識があまり浸透していないことがわかります。

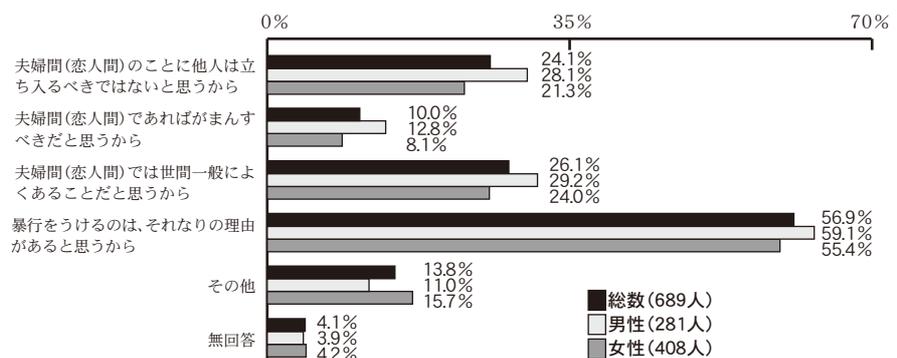
配偶者等の間で暴力と認識される行為



公的機関等の関与の必要性



公的機関等が関与しなくてもよい理由 (複数回答)

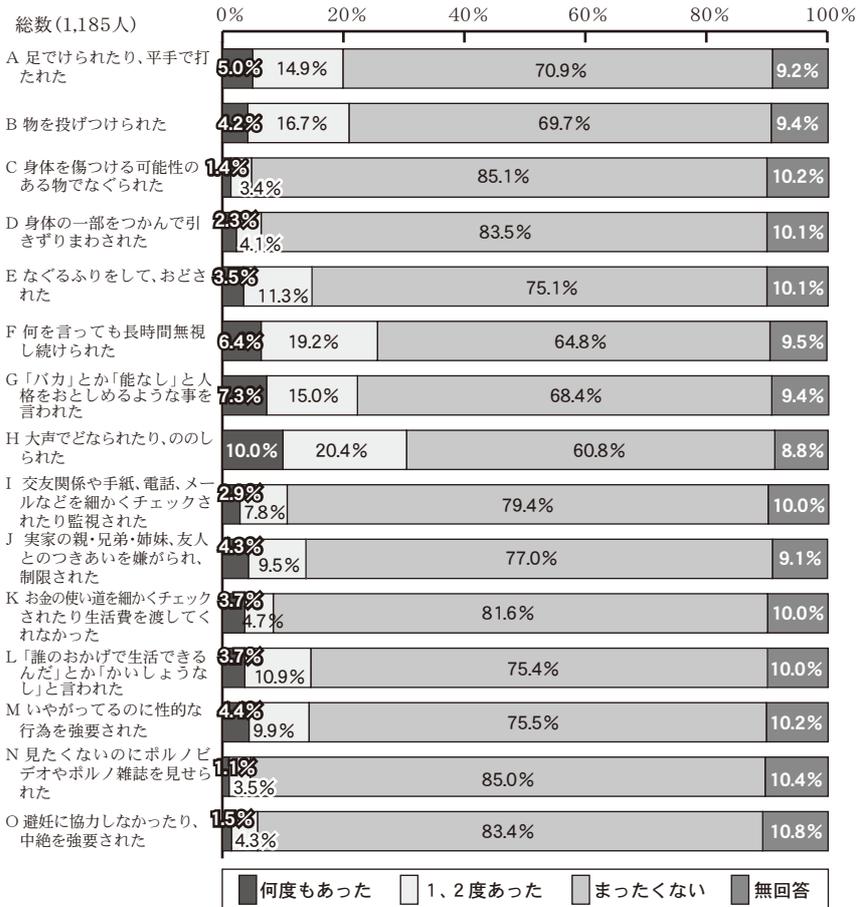


(3) 配偶者等からの被害経験

DV被害経験について、右グラフの15項目の行為のうち一項目でも「1、2度あった」もしくは「何度もあった」と回答した割合は、配偶者等のいる(いた)人で、男性では461人のうち225人で48.8%(前回調査35.2%)、女性では724人のうち411人で56.8%(前回調査49.5%)となっており、DV被害は男性よりも女性に多いが、男女とも増加傾向にあります。

ただし、啓発によりDVの認識が深まり、自分が受けている行為がDVであると気づく人が増えたということも考えられます。

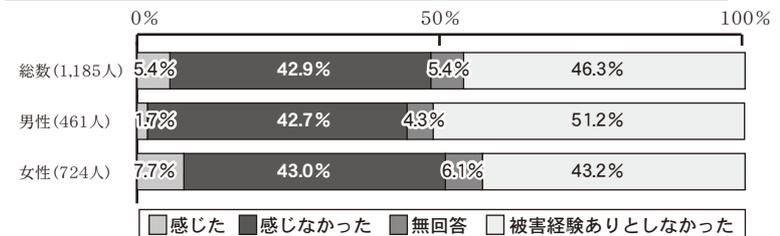
配偶者等からの被害経験



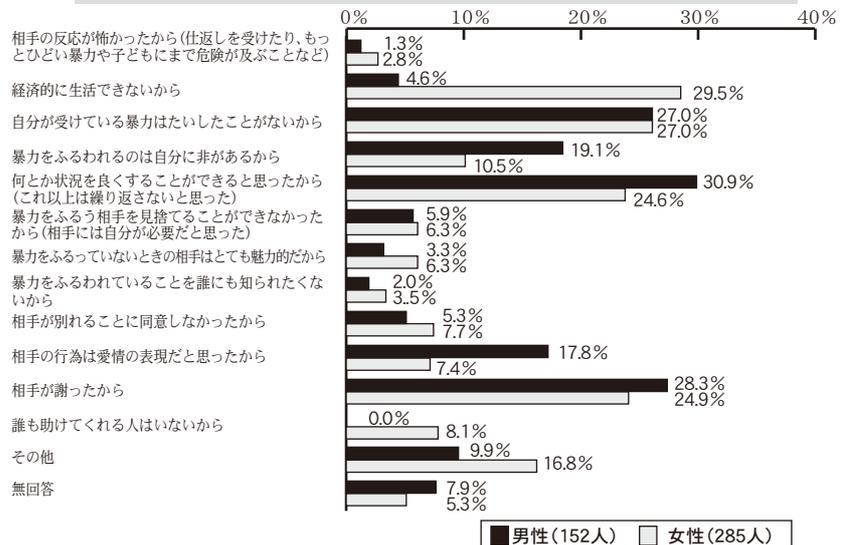
DV被害により「命の危険を感じた」ことのあるケースが男性で1.7%(前回調査0.9%)、女性で7.7%(前回調査4.1%)と増加傾向にあり、被害が深刻化しているようです。

暴力行為を受けても、なかなか関係を断ち切れない実態があり、女性では特に「経済的に生活できないから」とする人が3割弱となり、男性では「何とか状況を良くすることができる」と思っている人が3割に及んでいます。経済的理由をあげた女性は、男性の6倍を超えており、関係を断ち切りたいものの生活に不安があり、どうしてもできない様子が推察できます。

命の危険を感じた経験(配偶者等がいる(いた)と答えた「全体」ベース)



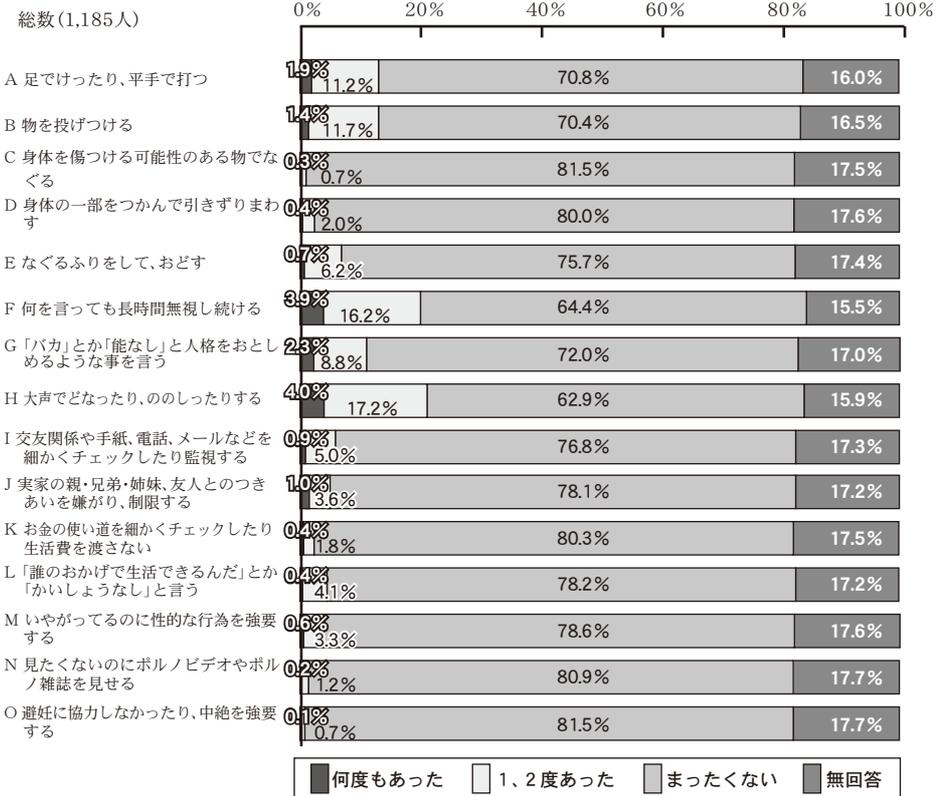
関係を断ち切らなかった理由(複数回答)



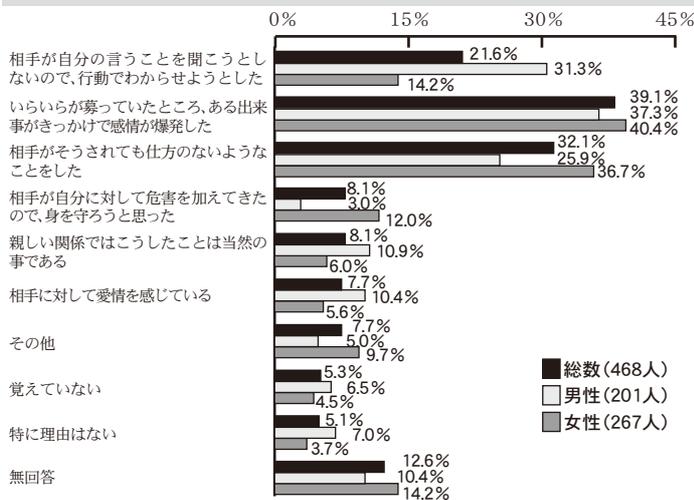
(4) 配偶者等への加害経験

配偶者等への加害経験

DVの加害経験について、右グラフの15項目の行為のうち一項目でも「1、2度あった」もしくは「何度もあった」と回答した割合は、配偶者等のいる(いた)人で、男性では461人のうち201人で43.6%(前回調査42.9%)、女性では724人のうち267人で36.9%(前回調査26.2%)となっており、DV加害は女性よりも男性に多いが、男女とも増加傾向にあります。



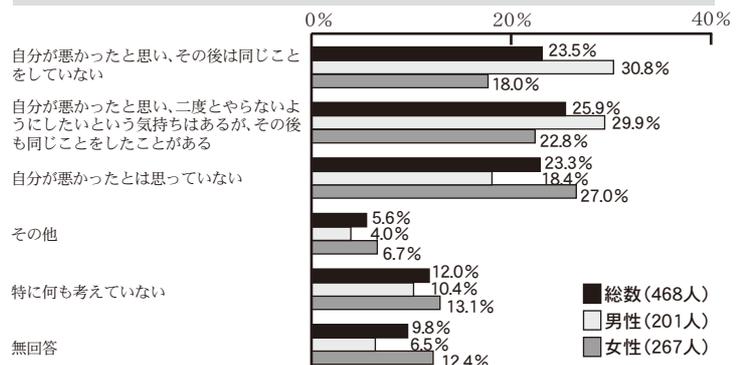
加害に至ったきっかけ



加害に至ったきっかけとしては、男女とも感情の爆発が一番多くなっています。男性では「相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」が、女性では、「相手がそうされても仕方がないようなことをした」、「相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った」が特徴的です。

加害行為を振り返ったときの考えは、男性では、悪かったと思う割合が高く、自分が悪いと思いがちな様子が見られます。女性では、「自分が悪かったとは思っていない」が多く、加害行為はやむにやまれぬ事情があったことが推察できます。女性の加害者は、それ以前に被害者であることが示唆されており、男女の行為を一概に加害行為として一括することはできません。

加害行為を振り返って

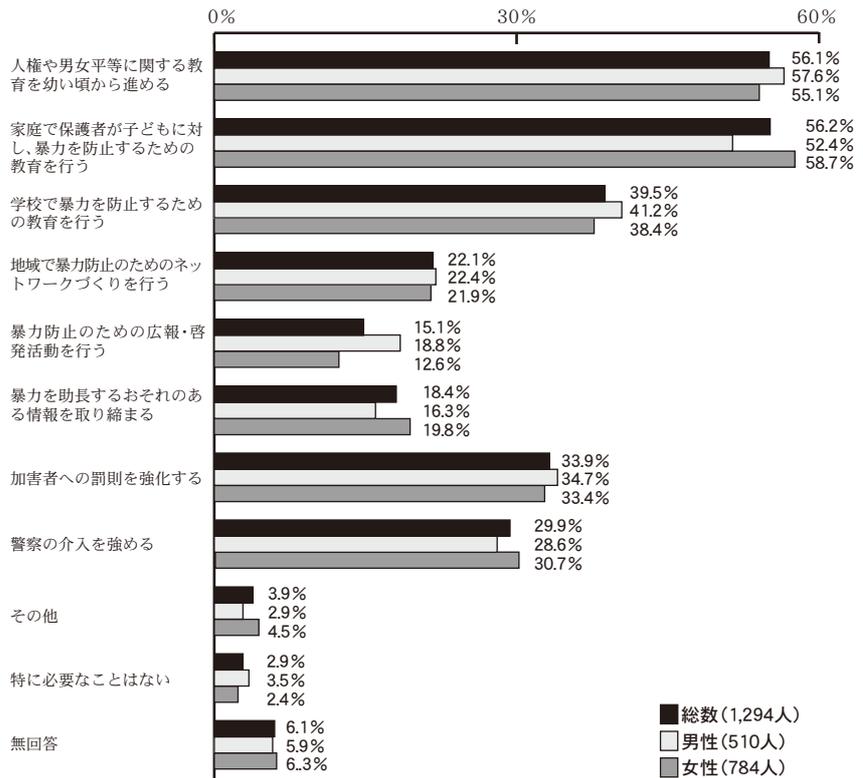


(5) DV防止に必要なこと

暴力防止のために必要だと思うことは、「人権や男女平等に関する教育を幼い頃から進める」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が5割を超え、「学校で暴力を防止するための教育を行う」が4割と続いています。

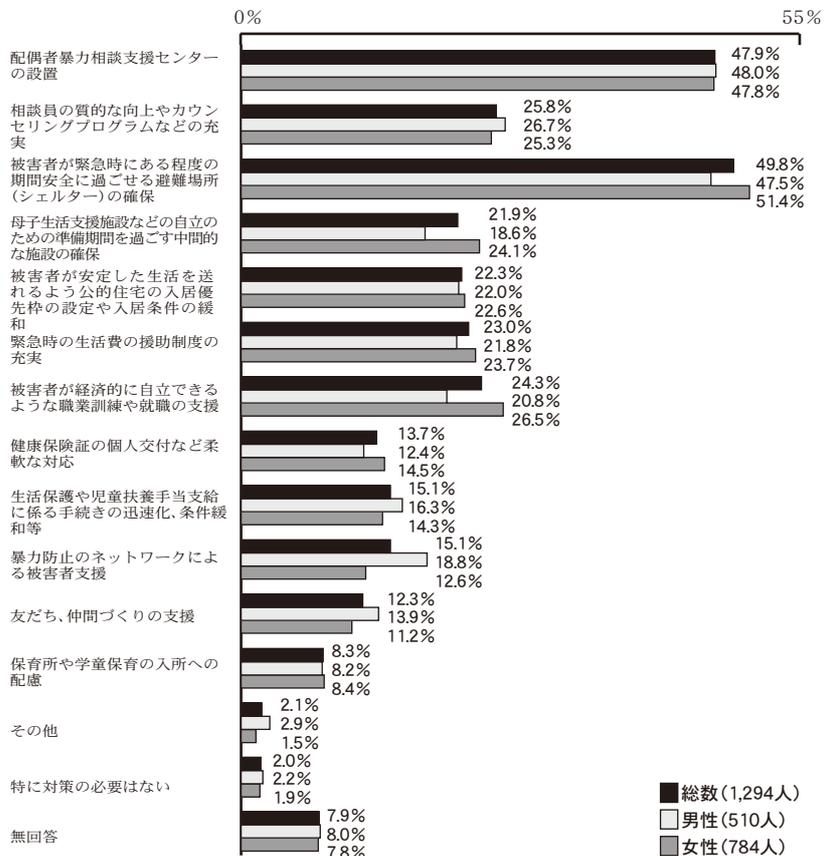
幼い頃から家庭や学校、社会全体で教育することが大切であるという考えがあることがわかります。

暴力防止のために必要だと思うこと (複数回答)



被害者に対して公的に支援する仕組みとしては、「被害者が緊急時にある程度の期間安全に過ごせる避難場所(シェルター)の確保」、「配偶者暴力相談支援センターの設置」を約5割が必要と回答しています。

被害者に対して公的に支援する仕組み (複数回答)

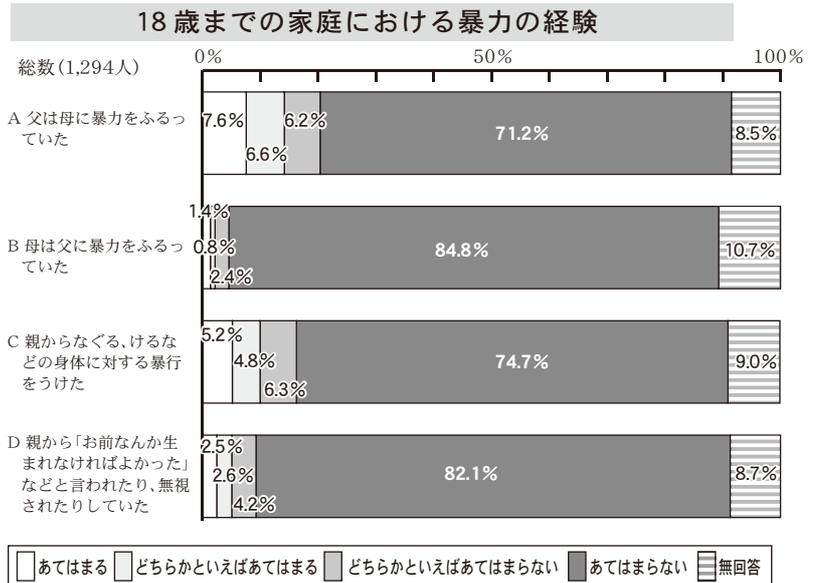


(6) 18歳以前の家庭での暴力経験

18歳までの家庭における暴力の経験では、約15%の家庭において父から母への暴力がふるわれており、10%が親から身体的虐待を、約5%が精神的虐待を受けていたと回答しています。

父から母への暴力的な家庭環境や親からの身体的虐待経験が、DVの加害者、被害者の双方に結びつく可能性を示唆しています。

また、DV問題は夫婦間等の問題だけでなく、子どもをも巻き込んでおり、また世代間連鎖の可能性も示唆しています。



4 まとめ（課題等）

- ① DVに関する相談件数は、平成22年度に市全体で、1,003件となるなど、市の相談窓口は、市民にとって身近な相談窓口として定着しつつあるものと見られ、今後も相談者の増加が予測されることから、DV防止法に定められている配偶者暴力相談支援センターの機能を整備し、総合的な相談体制等の強化を図ることが必要です。
- ② 市民意識調査の結果からみても、DVをまだまだ家庭内の問題としてとらえ、人権侵害で大きな犯罪であるという認識があまり浸透していない状況にあります。このため、DVやデートDVそのものやDV防止法について、さらなる啓発活動を行い、DVへの関心の底上げを図ることが重要です。
- ③ DVが起こる原因としてあげられるジェンダーバイアスのない男女共同参画社会の形成に向けてのさらなる取り組みが必要です。幼い頃から家庭や学校、社会全体で教育することはむろんのこと、若年層から高年層までその年代に求められていることを的確に把握し、それにふさわしいプログラムで実施していくことが大切です。
- ④ DV問題が複雑かつ深刻化している状況の中、市民意識調査の結果から、「命の危険を感じた」ことがあるとの回答は、男性1.7%、女性7.7%であり、DVによりかなりの人が命の危険を感じていることがうかがえます。このため、地域で被害者を早期に発見できるようにするほか、相談窓口の積極的なPRを行うとともに、真に被害者の力となれるよう相談員のレベルアップ、さらには、一時保護所への迅速な入所措置を含め、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- ⑤ 効果的なDV防止対策を推進していくため、市民に対する意識調査を計画的に実施するなど、継続的にDVに関する現状等を調査、研究していく必要があります。

VII 施策の体系

姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

【基本的な視点】

- (1) 被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。
- (2) 国、県、関係機関と連携して取り組みます。

1 相談体制の充実

- (1) 安心して相談できる体制づくり
 - ◆ 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能の整備
 - ◆ 被害者の状況に応じた専門相談体制の充実
 - ◆ 高齢者、障害者、外国人等に対する相談の充実
 - ◆ 相談窓口の市民への周知
- (2) 相談員等の資質向上
 - ◆ 早期発見のための相談対応能力の向上
 - ◆ 相談窓口等での二次的被害の防止に向けた研修
 - ◆ 専門指導者による相談員への研修
 - ◆ 苦情処理への適切な対応

2 被害者の安全確保

- (1) 安全確保の徹底
 - ◆ 緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保
 - ◆ 警察、県等との連携強化による速やかな一時保護
 - ◆ 保健医療、福祉、学校関係者等との連携強化
- (2) 保護命令等に関する支援
 - ◆ 保護命令制度利用に関する情報提供の充実
 - ◆ 保護命令申立て時の支援の強化
- (3) 被害者情報の保護
 - ◆ 住民基本台帳の閲覧等の制限
 - ◆ 関係部局における情報管理の徹底
 - ◆ 関係機関との連携における情報管理の徹底

3 自立支援体制の充実

- (1) 関係機関との連携・調整
 - ◆ 相談窓口における関係機関との連携・調整
 - ◆ ワンストップサービス化の推進
 - ◆ 関係機関への同行支援
- (2) 生活の安定・再建に向けた支援
 - ◆ 福祉制度を利用した支援
 - ◆ 保険、医療、年金等に関する情報提供及び支援
 - ◆ 司法手続きに関する情報提供及び支援
 - ◆ 自立に必要な情報提供
- (3) 住居の確保に向けた支援
 - ◆ 市営住宅等の情報提供
 - ◆ 母子生活支援施設等への入所
 - ◆ 生活用品提供支援への取り組み

- (4) 就労に向けた支援
 - ◆ 母子自立支援制度の活用
 - ◆ ハローワークとの連携による就労支援
 - ◆ 就職セミナー等の開催
 - ◆ 保育体制の充実
 - ◆ 企業等の協力、連携の推進

- (5) 心身の回復に向けた支援
 - ◆ カウンセリング等の充実
 - ◆ 心のケアに関する事業の整備
 - ◆ 関係機関との連携

- (6) 子どもへの支援
 - ◆ 就学や保育に関する支援
 - ◆ 子ども心のケアに関する支援の充実
 - ◆ 子育て支援に関する情報提供の充実

4 啓発・教育の推進

- (1) 市民等への啓発の推進
 - ◆ 男女共同参画社会の推進
 - ◆ DV防止啓発事業の充実
 - ◆ 家庭・地域・職場等への啓発
- (2) 保健医療・福祉関係者等への啓発の推進
 - ◆ 保健医療関係者等への啓発
 - ◆ 福祉関係者等への啓発
- (3) 学校等における啓発・教育の推進
 - ◆ 人権教育の推進
 - ◆ デートDVの予防啓発事業の推進
 - ◆ 教職員等への啓発及び研修

5 推進体制の充実

- (1) 関係機関との連携推進
 - ◆ 関係機関相互の連携強化
 - ◆ 関係機関によるネットワークの充実
 - ◆ 県、近隣市町との広域連携の強化
 - ◆ 民間支援団体との連携
- (2) 支援を担う人材の育成
 - ◆ 人材育成と資質向上に向けた研修
 - ◆ 民間支援団体との連携・協働
- (3) 調査・研究の推進
 - ◆ DV防止のための調査・研究

VIII 計画の推進

1 相談体制の充実

被害者がDVに気づき、DVを受けることなく安心して生活していくには、様々な情報を得てそれを活用していくことが必要です。しかしDVは、その多くが家庭という閉ざされた空間で行われるため外部から発見されにくく、被害者自身もDVの認識がないまま、長期化、深刻化していく傾向があります。被害者は加害者の支配下におかれ判断力や抵抗力を失っている場合もあります。

こうした状況を踏まえ、被害者がDVに気づき、一人で悩むことなく相談できるような相談窓口を周知し、安心して相談できる体制を整えることが必要です。

市民にとって最も身近な行政主体である市の窓口は、DV被害者を発見しやすい立場にあります。関係者は被害を発見した場合は、被害者が安心して相談できるよう適切な情報提供を行い、支援窓口につなぐ必要があります。

そのため「DVは犯罪であり重大な人権侵害である」ことの周知に努め、被害者の早期発見、相談しやすい環境や体制を整備するなど、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援が必要です。

重点方策

(1) 安心して相談できる体制づくり

| | |
|---------------------------------------|---|
| 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能の整備 | 被害者が安心して相談できる窓口として、配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能の整備を進めます。 支援内容としては、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関との連絡・調整等を行います。 また、被害者の立場に立った継続的な相談支援や関係機関への同行支援等、相談から自立までのきめ細かな切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。 さらに、相談については、そのニーズを把握しながら、時間外や休日の対応も検討していきます。 |
| 被害者の状況に応じた専門相談体制の充実 | 被害者の複雑で多様な相談に対応するため、カウンセリングや弁護士による法律相談等を充実させます。 また、保健医療・福祉等の関係機関や県の専門相談の活用など、多様なニーズに対応できる相談体制の充実に取り組みます。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>高齢者、障害者、外国人等に対する相談の充実</p> | <p>高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等のDV被害者に対しては、その状況に応じ関係機関と連携し、適切な対応が行えるよう相談体制を整備します。</p> <p>多言語での対応等が必要な外国人には、関係課や支援者等との連携により適切な対応に努めます。また、多言語によるDVパンフレットを配布します。</p> |
| <p>相談窓口の市民への周知</p> | <p>多様な相談ニーズに対応できるよう様々な相談窓口・支援機関の情報を市民に周知します。周知方法は広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ、ミニコミ紙等のメディアを活用します。</p> <p>また、相談窓口をPRするため、名刺サイズの相談案内カードを公共施設や商業施設、医療機関等に配置します。</p> |

(2) 相談員等の資質向上

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>早期発見のための相談対応能力の向上</p> | <p>市民から様々な相談を受ける窓口や支援に携わる職員が、DVやDV被害者について理解し、被害者の立場に立ち、寄り添った支援ができるよう、研修を行い相談対応能力の向上を図ります。</p> |
| <p>相談窓口等での二次的被害の防止に向けた研修</p> | <p>相談窓口等における二次的被害を防止するため、相談機関・支援職員のためのマニュアルを作成し、二次的被害の防止に向けた研修を行います。</p> <p>また、被害者と接する機会が多い福祉関係職員等に対して、被害者への適切な対応や情報提供が行えるよう研修を行います。</p> |
| <p>専門指導者による相談員への研修</p> | <p>相談員は、DV被害者等から深刻な内容の相談を受け、相談員自身が相談者と同じ心理状態に陥ることがあります。</p> <p>このため、相談員の心理的負担の軽減や技能の向上等を図ることが、相談体制の充実にもつながることから、相談員が専門家から困難事例への助言や指導を受けることができる研修を行います。</p> |
| <p>苦情処理への適切な対応</p> | <p>相談窓口において、DV被害者や支援者等からの苦情の申出を受けた時は、所管課において、適切かつ迅速に処理するとともに、処理結果について申出者に説明責任を果たすよう努めます。</p> <p>また、苦情の処理内容について、関係職員間で情報の共有化を図り、連携して苦情の防止に努めます。</p> |

2 被害者の安全確保

被害者及びその同伴する子ども等の安全確保については、保護命令制度の活用、安全な避難場所の確保、同行支援を伴う一時保護等を迅速に行う必要があります。

一時保護施設の入所に至らない場合においても、状況に応じて警察、福祉事務所、あるいは住民登録関係、保険・年金関係、就学関係等の機関と連携し、被害者及びその同伴する子ども等の情報管理を伴う安全を確保することが必要です。

また、被害者が保護命令の申立てをする場合には、情報提供や助言等の支援も必要です。

重点方策

(1) 安全確保の徹底

| | |
|------------------------|--|
| 緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保 | 配偶者等からの暴力が緊迫している場合には、県が運営する一時保護所への入所措置を行うとともに、被害者が一時保護されるまでの間、被害者や子ども等の同伴家族を被害から守り、安全確保を図る体制づくりに取り組みます。 |
| 警察、県等との連携強化による速やかな一時保護 | 被害が緊迫している場合には、警察との連携が不可欠です。緊急時に備えて警察や県立女性家庭センター、福祉事務所等の関係機関とともに、適切な一時保護が行われるよう連携を強化する体制の整備に取り組みます。 また、他市町村等や民間の支援機関との広域的な連携を図り、安全確保や情報提供に努めます。 |
| 保健医療、福祉、学校関係者等との連携強化 | DV被害を発見しやすい立場にある医師、看護師、助産師、保健師等の保健医療関係者、民生委員・児童委員、ケースワーカー等の福祉関係者や学校関係者などに対して、DV防止啓発冊子等の配布や研修などを行い、通報や相談に関しての協力を求め連携を強化します。 また、児童虐待の被害が複合的にある場合は、子ども相談室、こども家庭センターや学校関係者等との連携を図り、子どもの安全確保に努めます。 |

(2) 保護命令等に関する支援

| | |
|---------------------|---|
| 保護命令制度利用に関する情報提供の充実 | 被害者が保護命令制度を適切、迅速に利用できるよう、保護命令制度利用に関する情報提供やその手続きについて助言するなど、必要な支援を行います。 |
|---------------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| <p>保護命令申立て時の支援の強化</p> | <p>被害者が保護命令制度を円滑かつ迅速に利用できるよう関係機関と連携し、裁判所等への提出書類の作成についての助言を行い、また状況に応じて裁判所への同行など必要な支援を行います。</p> |
|------------------------------|---|

(3) 被害者情報の保護

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>住民基本台帳の閲覧等の制限</p> | <p>DV被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出書を受付し、加害者に被害者の現住所を知られないよう住民票の写しの交付制限等を行います。</p> <p>また、申出者からの同意があれば、住民基本台帳システムを利用している関係各課に対して、申出者の情報を提供します。</p> |
| <p>関係部局における情報管理の徹底</p> | <p>国民健康保険、国民年金、福祉事務所、保健所など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う関係各課においても情報管理の徹底を図ります。</p> <p>外国人の情報管理も徹底して行うとともに、DV被害から逃れるため編入してきた児童生徒について、その情報管理の徹底を図り、学校に指導助言を行います。</p> |
| <p>関係機関との連携における情報管理の徹底</p> | <p>支援に伴い関係機関で連携を行う場合においても、被害者の同意の上で必要な情報共有を行うとともに、その情報管理を徹底します。</p> |

3 自立支援体制の充実

長期間にわたり様々な暴力を受けてきた被害者が自尊感情や心身の健康を取り戻し、暴力の影響から回復し、安定した生活を送っていくには、様々な支援が必要になってきます。新たな場所で自立するための住居確保に向けた支援、就労に向けた支援、心身の回復に向けた支援、子どもへの支援などが必要です。

これらの支援は、中長期的な視野に立って切れ目なくきめ細かに行う必要があります。そのためには、関係機関との連携・調整体制を充実させ、継続的な支援が可能な体制づくりが必要です。

重点方策

(1) 関係機関との連携・調整

| | |
|---------------------|---|
| 相談窓口における関係機関との連携・調整 | 被害者の状況に応じ、被害者の立場に立った支援を行うため、警察、保健医療機関、福祉事務所などの関係機関との連携・調整を図り、相談から自立へつなぐ支援体制の整備に取り組みます。 |
| ワンストップサービス化の推進 | 被害者の精神的負担軽減、複数の窓口にかかる手続きの迅速化のため、被害者が1箇所で様々な希望する支援や相談内容に基づく手続きを進められるよう、庁内の窓口連携によるワンストップサービス化に取り組みます。 |
| 関係機関への同行支援 | 被害者の必要に応じて、関係機関への同行支援を行います。 |

(2) 生活の安定・再建に向けた支援

| | |
|-----------------------|---|
| 福祉制度を利用した支援 | 自立に向けた支援については、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等を活用して必要な支援を行います。 また、子ども手当、児童扶養手当などの福祉制度を利用し、被害者が自立した生活を送るために支援を行います。 |
| 保険、医療、年金等に関する情報提供及び支援 | 新たな生活を始める被害者に対しては、国民健康保険や医療費助成、国民年金制度やその手続きについて、被害者保護の観点に立った対応を関係機関に周知するとともに、被害者の状況に応じた情報提供を行い、必要な場合は同行支援を行います。 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>司法手続きに関する情報提供及び支援</p> | <p>保護命令、離婚の調停申立て手続きについての情報提供、各種の法律相談窓口の紹介や利用についての情報提供や助言を行います。</p> <p>また、経済的に困難な状況にある被害者へは、日本司法支援センター（法テラス）の活用についての情報提供や助言を行います。</p> |
| <p>自立に必要な情報提供</p> | <p>子ども手当、児童扶養手当、母子（寡婦）福祉資金、生活援護資金等について、被害者の自立に向けて必要な情報提供を行います。</p> |

（３）住居の確保に向けた支援

| | |
|-----------------------|--|
| <p>市営住宅等の情報提供</p> | <p>被害者が生活再建する上で、安心して暮らせる住居を確保するため、市営住宅の入居条件、県営住宅等についての情報提供、入居に対する優遇取扱い制度などに関する情報提供を行います。</p> |
| <p>母子生活支援施設等への入所</p> | <p>母子世帯については、被害者の意向を配慮した上で、母子生活支援施設への入所支援を行うとともに、女性の単身者には、婦人寮への入所支援を行います。</p> |
| <p>生活用品提供支援への取り組み</p> | <p>民間支援団体等と協力し、緊急の生活用品等の支援が得られるよう取り組みます。</p> |

（４）就労に向けた支援

| | |
|--------------------------|--|
| <p>母子自立支援制度の活用</p> | <p>同伴する子どもがいる被害者については、母子就労相談員による就労相談や母子家庭自立支援給付金制度等の活用についての情報提供を行います。</p> |
| <p>ハローワークとの連携による就労支援</p> | <p>ハローワークと連携し、就職支援や職業訓練等の情報提供を行い、被害者の状況に応じて、就労に関する適切な情報提供ができるよう支援体制づくりに取り組みます。</p> |
| <p>就職セミナー等の開催</p> | <p>被害者の就労を支援するため、就職セミナー等を開催し、被害者の職業能力の開発支援に努めます。</p> |
| <p>保育体制の充実</p> | <p>被害者が同伴する子どもについて、被害者の就職活動や就労の際に利用できる保育体制の整備に取り組みます。</p> |
| <p>企業等の協力、連携の推進</p> | <p>DVについての啓発など企業・団体等へ働きかけを行い、就労先の確保や情報管理など、被害者への配慮についての理解を求めています。</p> |

(5) 心身の回復に向けた支援

| | |
|---------------|--|
| カウンセリング等の充実 | 被害者がカウンセリング等を受けることができるよう相談体制の充実に努めます。 |
| 心のケアに関する事業の整備 | 心身の回復のための事業(講座・セミナーなど)を関係機関と連携しながら進めていきます。 また、自助グループ・サポートグループへの助言など支援に努めます。 |
| 関係機関との連携 | 被害者の心身の回復を継続して支援するため、保健医療関係機関等との連携により、被害者が加害者から離れた後も継続的に医療的・心理的ケアを行える体制づくりに努めます。 |

(6) 子どもへの支援

| | |
|-------------------|---|
| 就学や保育に関する支援 | 被害者が同伴する子どもについては、教育を受ける権利が保障され、また、安全に就学ができるよう、教育委員会や学校等と連携し、子どもに関する必要な情報提供を行います。 また、情報提供については、被害者と同伴する子どもの安全確保を図るため、転出先等の情報管理を徹底します。 |
| 子どもの心のケアに関する支援の充実 | DVは、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われるなど、子どもが著しい心理的外傷を受けていることも考えられるため、こども家庭センター等の関係機関とも連携して、必要なケアを行うなど、子どもの状況に応じた適切な支援に努めます。 また、学校生活において適切な配慮が受けられるよう、学校教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者との連携を図るとともに、校内相談体制の充実に努めます。 |
| 子育て支援に関する情報提供の充実 | 被害者が子育てへの不安を軽減できるよう、「姫路市子育て支援計画」に基づき、各種子育て支援サービスの情報提供に取り組みます。 また、住民登録がされていない場合であっても、居住している市町村において、乳幼児健康診査、予防接種等が受けられることや各種相談事業の実施などについて必要な情報提供に努めます。 |

4 啓発・教育の推進

DVの背景には、「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識から、男女の経済力の格差が生まれ、幼い頃から「男性は強くたくましく、女性は優しくおとなしく」あるよう育てられ、「男性は、多少暴力をふるってもかまわない」「女性は男性に従うもの」などといった男性優位の意識や、女性の人権が尊重されない社会のあり方が関係しています。

また、DVは「家庭の中の問題である」という考え方や「被害者に非があるから暴力をふるわれる」といったことを加害者だけでなく、相談相手や周囲からも言われたり、被害者自身がそのように思い込んでしまうことが、被害を潜在化、深刻化させてきました。

さらには、配偶者等間だけでなく、交際相手からのデートDVがあることも分かってきました。

このため、「暴力は重大な人権侵害である」との認識や理解を広げ、社会の中で暴力を容認しない環境づくりが重要となってきます。

重点方策

(1) 市民等への啓発の推進

| | |
|----------------------|---|
| 男女共同参画社会の推進 | 被害者の多くは女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識等の社会的な問題が潜んでいます。 男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を発揮しながら自分らしく暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指して、市民意識調査を実施するとともに広報紙、ホームページ及び自治会を通じた回覧などを活用して、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動を推進します。 |
| DV防止啓発事業の充実 | DVとはどのようなものか、DVにより被害者がどのような状況におかれるのか、また、「DVは犯罪であり重大な人権侵害である」ことについて、市民一人ひとりが身近な問題として考えるきっかけとなるよう、啓発冊子や情報誌等を積極的に活用して啓発活動に取り組みます。 また、DV防止講座・講演会などの啓発事業を実施します。 |
| 家庭・地域・職場等への啓発 | 家庭や地域、企業などと連携し、DV防止に関する啓発活動の推進に努めます。 |

(2) 保健医療・福祉関係者等への啓発の推進

| | |
|--------------|---|
| 保健医療関係者等への啓発 | 保健医療関係者等は、日常の業務を行う中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、DV啓発冊子を配布するなど、DVについての正しい知識や対応についての啓発を行います。 |
| 福祉関係者等への啓発 | 市民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員等が日頃の活動を通じて、DV被害者の早期発見や適切な情報提供を行うことができるよう研修等を実施します。 |

(3) 学校等における啓発・教育の推進

| | |
|-----------------|--|
| 人権教育の推進 | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を踏まえ、次の世代にDVを残さないために、学校・幼稚園の全教育活動を通じて、児童・生徒等に、人権尊重の精神を徹底し、男女平等、男女共同参画の考え方を育成するとともに、暴力を振るわない、共感的コミュニケーション能力やそのための技能を身に付ける人権教育を推進します。 |
| デートDVの予防啓発事業の推進 | 人権尊重の意識を高め、男女平等の理念に基づく教育の推進に取り組むとともに、若年層を対象とし、交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するなど、啓発活動に努めます。 若いうちから互いを尊重し、対等な関係を築くことができるよう、関係部局が連携して、若者向け啓発パンフレットの作成・配布や中学校・高等学校・大学等へのデートDV防止講座を行い、若年層に対するデートDVの予防に関する啓発活動を進め、交際相手からの暴力の予防及び防止に努めます。 |
| 教職員等への啓発及び研修 | 学校・園の教職員、保育所等の職員は、被害者と同伴する子どもに対し、DVの特性を踏まえた対応が求められる場合もあり、DVに関する知識や理解を深める研修の機会を提供するなど、教職員等への啓発に努めます。 |

5 推進体制の充実

被害者の自立生活に向けた支援は、本市だけではなく、県や警察、その他の関係機関が連携して行わなければなりません。また、専門性においても広域での支援体制を活用することが必要です。

本市では、DV被害者の相談担当者による連絡会で相談業務の情報共有を図っていますが、今後は、関係機関によるネットワーク会議、市域を越えた広域での連携の強化等が必要と見られます。

重点方策

(1) 関係機関との連携推進

| | |
|------------------|---|
| 関係機関相互の連携強化 | 被害者からの相談、保護、自立支援などさまざまな段階において適切な対応がとれるよう、関係者や支援者によるDV問題に係る連絡会を設置し緊密な連携に取り組みます。 |
| 関係機関によるネットワークの充実 | 被害者の保護や自立支援、同伴する子どもへの対応など総合的な支援を行うため、市、警察、医師会、民間支援団体、福祉事務所等により構成するネットワーク会議を設置し連携を図ります。 |
| 県、近隣市町との広域連携の強化 | 被害者の状況により、保護、自立支援にあたって県や近隣市町の関係機関などの専門的・広域的支援が必要となる場合もあるため、県や近隣市町との連携の強化を図りながら、DVの防止と被害者の適切な支援に取り組みます。 また、県と市との役割分担に留意しながら互いに連携・協力を行い、DVの防止と被害者への適切な支援に努めます。 |
| 民間支援団体との連携 | 被害者の保護、緊急時の安全確保、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、専門的知見の活用などについて、民間支援団体との連携を図り、被害者への適切な支援の充実に努めます。 |

(2) 支援を担う人材の育成

| | |
|-----------------|--|
| 人材育成と資質向上に向けた研修 | 被害者の支援にかかわる場合、DVや被害の特性についての理解やきめ細かい対応が求められることから、研修等を通じ、支援者等の育成ならびに資質向上に取り組みます。 |
|-----------------|--|

| | |
|-------------------|--|
| 民間支援団体との 連携・協働 | 民間支援団体と連携・協働するとともに、民間支援団体がその特性を活かして継続的に活動できるよう支援に努めます。 |
|-------------------|--|

(3) 調査・研究の推進

| | |
|---------------------|---|
| D V 防止のための 調査・研究 | 市民に対する意識調査を計画的に実施するなど、D V 対策に関する調査・研究を行います。 |
|---------------------|---|

資料

資料 1：姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会

1 開催状況

| 回数 | 開催日 | 審議等内容 |
|-------------------------------------|----------------|---|
| 第1回 | 平成23年 7月28日 | ・策定委員会について ・計画の位置づけについて ・姫路市の現状について |
| 第2回 | 9月15日 | ・計画の体系と施策の展開について |
| 第3回 | 10月12日 | ・パブリックコメント（案）について（第1回検討） |
| 第4回 | 11月24日 | ・パブリックコメント（案）について（第2回検討） |
| パブリック・コメント手続：平成23年12月19日～平成24年1月25日 | | |
| 第5回 | 平成24年 2月9日 | ・計画（案）の最終取りまとめについて |

2 委員名簿（敬称略、順不同）

| 区分 | 氏名 | 肩書等 | 備考 |
|----------|-------|---------------------------------|-----|
| 学識経験者 | 高田昌代 | 神戸市看護大学 教授 日本DV防止情報センター 事務局長 | 会長 |
| 地域団体の代表者 | 八杉恒壽 | 姫路市民生委員児童委員連合会 会長 | 副会長 |
| 市議会議員 | 駒田かすみ | 姫路市議会 議員 | |
| 法律関係者 | 土居由佳 | 弁護士 | |
| 医療関係者 | 水田年美 | 社団法人 姫路市医師会 会員 水田クリニック 院長 | |
| 警察関係者 | 岡本圭司 | 兵庫県姫路警察署 生活安全官 | |
| 福祉関係者 | 紺谷宏志 | 社会福祉法人 白鷺園母子生活支援施設 施設長 | |
| 教育関係者 | 藤井三津子 | 姫路市小学校長会 本部役員 姫路市立広畑小学校 学校長 | |
| 公募による市民 | 池田佐和子 | 公募委員 | |
| | 福島由美子 | 公募委員 | |
| 市職員 | 黒川優 | 姫路市健康福祉局長 | |
| | 11名 | | |

姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画である「姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定するための姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、11人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募により応募した市民
- (4) 市職員

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議を主宰する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉総務課、こども支援課、男女共同参画推進課及び男女共同参画推進センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

3 最初に開催される会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

資料 2：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な

指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又

は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から

起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申し立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、

その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

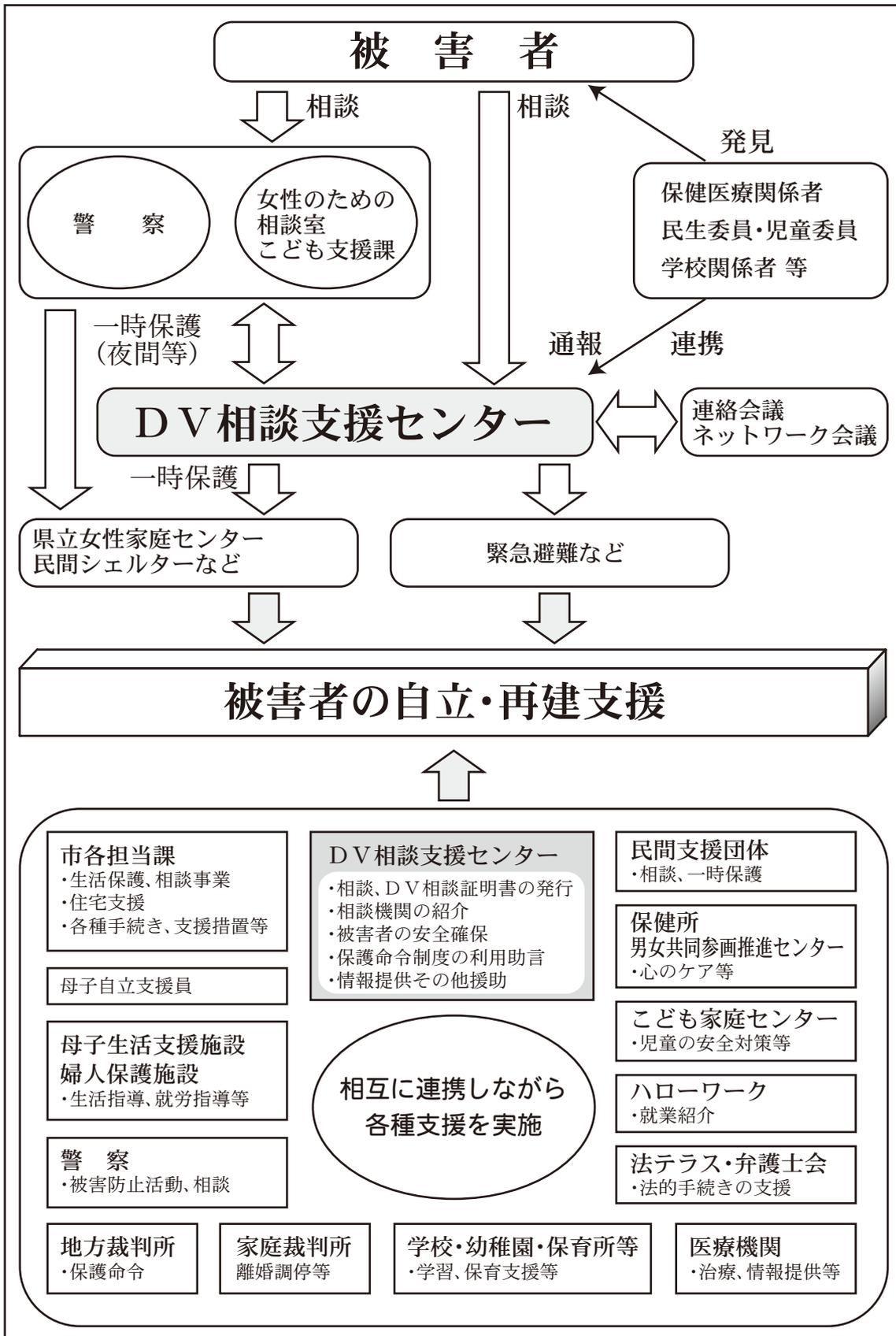
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

資料3：DV被害者の相談・支援等の流れ（フローチャート）



資料4：用語説明

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| あ行 | |
| 一時保護 | 都道府県の役割としてDV防止法に規定されている。都道府県が運営する婦人相談所に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。 |
| か行 | |
| 苦情処理 | 行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速、柔軟な方法で処理すること。 |
| ケースワーカー | 福祉事務所で相談援助を行う職員のこと。 |
| 県立女性家庭センター | 兵庫県の婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センター。売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う婦人相談所として設置。平成14年4月からは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしても位置付けられている。 |
| こども家庭センター | 児童福祉法に基づき兵庫県が設置する児童相談所。0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を展開している。 |
| さ行 | |
| サポートグループ | 同じ悩みをもつ人同士が集まって、お互いに支え合い、それぞれの問題解決を図り、健康を取り戻し、維持することを目的とするグループ的相談。 |
| 自助グループ | 同様の困難や問題、悩みを抱えている当事者同士が、支え合い回復を目指す集団。 |
| 心理的外傷 | 心的外的要因による衝撃的な肉体的、精神的ショックを受けたことで、長い間心の傷となってしまうこと。 |
| スクールカウンセラー | 児童生徒や保護者から悩みを聞き、心のケアを行うため、「心の専門家」として相談・支援を行う。 |
| ジェンダーバイアス | 性別についての〈紋切り型〉の偏見。つまり、個々の個性や能力を認めるのではなく、「女というものは・・・」「男というものは・・・」といった一種の思い込みのこと。 |
| 性的マイノリティ | 性的少数者のこと。同性愛者、性同一性障害などが含まれる。 |

| 用 語 | 説 明 |
|-----|-----|
|-----|-----|

た行

| | |
|----------|--|
| DV防止法 | 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の略称。平成13年公布施行。平成16年、平成19年改正。 |
| 男女共同参画社会 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。 |
| デートDV | 恋人同士や交際中のカップルなどの間で起こる暴力で、相手に対して力を持ち、支配しようとする行為。 |

な行

| | |
|-------|---|
| 二次的被害 | DV等により心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷つくこと。 |
|-------|---|

は行

| | |
|-----------------|---|
| 配偶者暴力相談支援センター | DV防止法により、DV被害者の相談、カウンセリング、一時保護などを行うほか、自立した生活促進のため、就業の促進、住宅の確保、援護や保護命令制度などの利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整、民間団体との連携などを行う機関の総称。 |
| パブリック・コメント手続 | 市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容等の必要事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続き。 |
| 姫路市子育て支援計画 | 平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、各市町村の実情や利用者等のニーズを踏まえた具体的な目標を設定した行動計画。 |
| 姫路市人権教育及び啓発実施計画 | 人権及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権尊重の視点に立った行政を進めて市民の人権意識の高揚を図り、互いに協力しながら人権尊重のまちづくりを目指すための基本方針を示した計画。 |
| 姫路市総合計画 | 長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための本市の行政運営の指針。基本構想、基本計画、実施計画の3部からなる。 |
| 姫路市男女共同参画プラン | 男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、市が取り組むべき具体的な施策を総合的に推進するための基本方針を示した計画。 |
| 婦人相談員 | 売春防止法に基づき、性向または生活環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子の発見、相談、指導等を行う専任の職員。DV防止法に基づくDV被害者の相談や必要な指導も行う。 |
| 婦人寮 (婦人保護施設) | 売春防止法に基づき、各都道府県や社会福祉法人が設置している施設。もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。 |

| 用語 | 説明 |
|---------------|--|
| 法テラス | 法律による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」に基づいて設立された独立行政法人「日本司法支援センター」の愛称。 |
| 保護命令 | 配偶者（事実婚含む）からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5種類がある。 |
| 母子家庭自立支援給付金制度 | 母子家庭の母親の経済的な自立を支援するための就業支援。自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費等事業がある。 |
| 母子（寡婦）福祉資金 | 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進することを目的としたもので、修学資金・技能習得資金など12種類の貸付がある。 |
| 母子自立支援員 | 母子家庭や寡婦からの生活一般の相談に応じ、その自立のために必要な情報提供及び指導を行う。 |
| 母子生活支援施設 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる女子が監護する児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、その母子を入所させて保護するとともに、その生活を支援するための施設。 |

ま行

| | |
|-----------|--|
| ミニコミ紙 | ミニコミとはミニ・コミュニケーションの略で、特定の限られた範囲を対象として発行される冊子、新聞など。 |
| 民間シェルター | 民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。 |
| 民生委員・児童委員 | 厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民に対する相談・援助や子どもたちの見守りなど、社会福祉の向上のために活躍する民間奉仕者。 |

姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

平成24年(2012年)3月

■発行／姫路市 健康福祉局 福祉部 福祉総務課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL (079)221-2327 FAX (079)221-2374